

「湖医会賞に関する規定」

《主 旨》

滋賀医科大学同窓会「湖医会」は平成13年（2001年）創立20周年にあたり、その記念事業のひとつとして湖医会賞を制定することにした。研究や学生等の教育、地域医療等の臨床・介護・福祉その他の領域で優れた実践を行い、医学及び医療・福祉の向上に貢献した本会会員に対して、賞状並びに副賞を持って栄誉を称えるものである。

. 総 則

1. 「湖医会」に湖医会賞をもうける。
2. 対象は湖医会会員とし毎年若干名（組）を選考する。
3. 研究や学生等の教育、地域医療等の臨床・介護・福祉その他の領域で優れた実践を行い、医学及び医療・福祉の向上に貢献した本会会員に対して、選考の上、総会において授与する。
4. 本賞は賞状並びに副賞（20万円）よりなる。
5. 受賞者および受賞理由は、湖都通信及び湖医会ホームページで公表する。
6. 受賞者には、受賞講演あるいは受賞報告を要請することがある。

. 選 考

1. 受賞候補者の業績評価は、研究、教育、臨床・福祉、その他の領域について行う。
2. 本会会員で選考委員会に推薦された者が受賞候補者となる。
3. 受賞候補者の推薦は、自薦・他薦を問わない。
4. 受賞候補推薦者は、被推薦者氏名、被推薦者の評価の対象となる活動領域、推薦理由を下記の観点に基づいて具体的に記し、選考委員会に推薦書を提出しなければならない。
 - 1) 研究領域にあつては、論文等で公表された研究成果とその意義など。
 - 2) 教育領域にあつては、担当科目、担当期間、授業内容の特色・意義など
 - 3) 臨床・福祉領域にあつては、担当科担当役職、担当期間、具体的な活動内容とその意義など
 - 4) その他の活動領域にあつては、被推薦者が行ってきた具体的な活動内容とその期間、及びその活動が、医学あるいは医療・福祉の向上に果たした役割と意義など
5. 選考委員会は、被推薦者について評価に必要な調査を行う。
6. 毎年総会終了後から翌6月30日を締め切りとし、所定の申請用紙および業績集を湖医会事務局に提出することで受賞業績として受理される。
7. 受賞業績は選考委員会において選考され、幹事会の承認をもって受賞を決定する。
8. 選考委員会は、幹事の互選による委員若干名および特別会員若干名をもって構成され、委員長は選考委員の互選で決定する。委員の任期は3年とし、再選を妨げない。

なお、委員会が必要と認めた場合は、会員以外から選考委員を選出することおよび専門家の意見を得て選考の参考とすることができる。
9. 選考委員は、推薦者ならびに被推薦者になることはできない。